

介護保険負担限度額認定の要件について

※令和3年度（令和3年8月）から、対象要件が一部変更になります。

居住費・食費の自己負担限度額（1日あたり）
令和3年7月まで

利用者負担段階	所得の状況 ^{※1}		預貯金等の資産 ^{※2} の状況	居住費（滞在費）				食費
				従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	
1	生活保護受給者の方等		単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
2	世帯全員が 市民税非課税	高齢福祉年金受給者の方		490円 (420円)	370円	820円	490円	390円
3		前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方		1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円

令和3年8月から

利用者負担段階	所得の状況 ^{※1}		預貯金等の資産 ^{※2} の状況	居住費（滞在費）				食費
				従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	
1	生活保護受給者の方等		単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
2	世帯全員が 市民税非課税	高齢福祉年金受給者の方		490円 (420円)	370円	820円	490円	390円 [600円]
3-①		前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円 [1,000円]	
3-②		前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円 [1,300円]	

（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

※1 住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者（婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外）の所得も判断材料とします。

※2【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。

*第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。

不正があった場合には、ペナルティ（加算金）を設けます。

○申請時に必要な書類

申請の際には、同封の「申請書」と「同意書」にご記入のうえ、「預貯金等の金額がわかる書類（※裏面参照）」を添えてご提出ください。配偶者の方がいらっしゃる場合には、夫婦2人分の添付書類が必要です。

○注意事項

・非課税年金（遺族年金と障害年金）を受給されている方は、非課税年金の種別の申告をしてください。

※「預貯金等」として扱うもの

種 類	添付書類として 提出いただくもの
A. 預貯金（普通・定期）	通帳の残高ページの写し（インターネットバンクであれば、口座残高ページの写し） ※ <u>申請日の直近2ヶ月以内のもの</u>
B. 有価証券（株式・国債・地方債・社債等）	有価証券を購入した証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可） ※ <u>申請日の直近2ヶ月以内のもの</u>
C. 金・銀（積立購入を含む）等、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
D. 投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可) ※申請日の直近2ヶ月以内のもの
E. 現金	自己申告による
F. 負債（借入金・住宅ローン等）	借用証書等の写し

※生命保険・自動車・時価評価額の把握が困難な貴金属（腕時計・宝石等）・その他高価なもの（絵画・骨董品・家財等）は「預貯金等」に含みません。

※上記A～Dについては、**①銀行名・支店・口座番号・名義のわかる部分と、②申請日の直近2ヶ月以内で最終の残高がわかる部分**の写しを添付してください。